

# クーリング・オフ制度

～消費者の最強の味方!!～

クーリング・オフ (cooling off) とは、「頭を冷やして考えなおす」という意味です。一定期間内であれば理由がどうであれ、無条件で申込みの撤回または契約の解除ができる制度です。

## ◇クーリング・オフできる取引内容と期間 (→詳細は「特定商取引法 (P10)」へ)

取引内容 (この冊子での事例紹介)	期間
訪問販売 (アポイントメントセールス、キャッチセールス→P3)	8日間
電話勧誘販売	8日間
特定継続的役務提供 (エステサービス→P4)	8日間
訪問購入	8日間
連鎖販売取引 (マルチ商法→P4)	20日間
業務提供誘引販売取引 (アフィリエイト・ドロップ SHIPPING を利用した手口→P5)	20日間

## ◇クーリング・オフの方法と効果

- 販売会社へ書面で通知します。  
(クレジット契約の場合は、クレジット会社にも同様の通知を出します。)(→実際の記入例はP8へ)
- クーリング・オフは通知を発信した時に効果が発生します。
- 全額返金してもらったかを確認し、商品は販売会社へ引き取ってもらいます。



## ◇クーリング・オフできない場合も!

### 【クーリング・オフができない場合の例】

- 自分から店に出向いて購入した場合
- 通信販売で購入した場合
- 指定された消耗品 (健康食品、化粧品、せっけん、洗剤など) を自ら使用した場合
- 現金取引で3,000円に満たない場合
- 電気通信サービス
- 自動車
- 電気、都市ガス、葬儀 など

- 契約方法や内容によってクーリング・オフができる条件は異なります。
- また、クーリング・オフできなくても、契約を取り消すことができる場合があります。

→まずは消費生活センターへご相談ください。

## ◇クーリング・オフを妨害された場合

クーリング・オフはできないと言われたり、脅されて手続きができなかった等、クーリング・オフを妨害された場合は、8日間を過ぎてもクーリング・オフができます。妨害された場合は、事業者から改めてクーリング・オフできる旨を記載した書面をもらい、口頭でも説明を受けた日から8日間経過するまではクーリング・オフできます。